

マネー・ローンダリング等の防止に関する基本方針

当社は、金融システムの健全性維持のため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）防止の重要性を認識し、重要な経営課題のひとつと位置づけ、以下のとおり「マネー・ローンダリング等の防止に関する基本方針2021年度版」を定めます。

1. 法令等遵守

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律をはじめとするマネー・ローンダリング等防止のための各種法令等、監督官庁の指針等針を遵守いたします。

2. 適切な顧客管理

当社は、顧客との取引にあたり適切な取引時確認を実施いたします。

3. 疑わしい取引の届出

当社は、取引時において検知された疑わしい顧客や取引等について、速やかに当局へ届出を行う態勢を整備します。

4. 社内研修等の実施

当社は、マネー・ローンダリング等の防止について継続的な指導・研修等を実施し、社内における周知・徹底を図ります。

5. 管理態勢の構築

当社は、統括業務管理責任者のもと、マネー・ローンダリング等の防止に向けた管理態勢の構築を整備します。

以上

文書番号	H-0008
発行者	代表取締役
施行日	2018年6月1日
改定日	2021年1月1日